

# 昭和大学医学部附属看護専門学校寮利用規則

## (趣旨)

第1条 この規則は昭和大学医学部附属看護専門学校学生寮の管理運営に必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 学生寮は、本校の学生に修学上の便宜を供与することを目的とするだけでなく、寮生活を通じ医療人となるべく自覚と素養を身に着ける場である。

## (管理運営責任者)

第3条 学生寮に管理運営責任者を置き、学校長を持って充てる。

## (収容定員)

第4条 各寮の収容定員は、次のとおりとする。

第4旗の台寮 定員 22 名

第5旗の台寮 定員 21 名

その他の寮については、職員の入寮状況による。

## (入寮対象者)

第5条 学生寮に入寮できるのは、本校に在籍する学生のみとする。

## (入寮時期)

第6条 入寮時期は、学年の始めとする。ただし、管理運営責任者が必要と認めたときは、学年の中途であつても入寮させることが出来る。

## (在寮期間)

第7条 学生寮の在寮期間は修学年限の範囲とする。

## (入寮・退寮)

第8条 入寮・退寮については、次の通りとする。

(1) 入居届・入寮誓約書、退寮届の提出をもって認められる。

(2) 各部屋の鍵は、入寮時に貸与し、退寮時に返却するものとする。また、各自これを管理し、複製は認めない。また、万一紛失した場合には、実費を支払うものとする。

(3) 自己都合による退寮を希望する場合には、1ヶ月前までに事務に申し出る。

(4) 退寮時には部屋の清掃を行い、一切私物は残さず入寮時の状態にする。清掃後は、清掃状況を寮担当教員・事務課又は、寮管理人より点検を受け「退寮時確認報告書」、「退寮届」を事務課へ提出

する。

(5)職員寮については、昭和大学職員寮規程に準ずる。

(寮長・副寮長の選出)

第 9 条 昭和大学医学部附属看護専門学校寮委員会委員長は、原則各寮各学年に寮長、副寮長各 1 名を選任する。

(門限)

第 10 条 門限は 22 時とする。

(施設保全の義務等)

第 11 条 寮生は寮の施設設備、備品等を常に正常な状態に保ち、快適な環境の保持に努めるとともに次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1)居住以外の目的で使用しない。
- (2)施設設備または、備品に加工を加えてはならない。
- (3)衛生管理に努めること。

2 寮生は寮の施設設備、備品等を滅失、損傷または、破損した場合は、その原状回復に必要とする費用を負担しなければならない。

(寮での生活)

第 12 条 寮での生活は、ともに生活する者がいることを常に念頭におき、学生としての良識を守ること。特に次の事項に留意しなければならない。

- (1)入寮時に指定された寮室を、許可なく変更しないこと。
- (2)寮内へのアルコールの持ち込み、及び飲酒は禁止とする。
- (3)喫煙は、禁止とする。
- (4)騒音を伴うこととなる麻雀やゲームを禁止する。
- (5)賭け事を禁止する。
- (6)騒音、振動等で周囲に迷惑をかけないこと。
- (7)政治・宗教行為、勧誘、営業、金銭の貸借を禁止する。
- (8)各寮室の清掃は、各自が行い、常に清潔を維持すること。
- (9)ゴミ捨て指定日以外の破棄、不法な投棄行為を禁止する。
- (10)ペット類を持ち込み、飼育することは禁止する。
- (11)現金、貴重品は各自の責任において管理すること。不必要な大金や貴重品は保持しないこと。
- (12)入居者以外(家族含む)を敷地内、寮室内に招きいれてはならない。ただし、学生の家族は、学校の許可があればその限りではない。
- (13)異性の寮への立ち入りは、厳禁とする。
- (14)入居者であっても自室以外の寮室への出入りを禁止する。
- (15)自転車・車・バイクの駐車や使用を禁止する。
- (16)不注意による火災発生を起こさない。
- (17)管理上における防災点検等、立ち入り検査等の際に入室を拒まないこと。

(18) 寮室の転借を禁止する。

(外出・外泊)

第 13 条 在寮期間中の外出及び外泊については、次のとおりとする。

- (1) 外出は門限まで自由とする。外出する際は交通に注意し、社会的ルールに従うこと。
- (2) 門限以降の外出は、緊急時・急病等を除き禁止する。
- (3) 外泊は、原則として土曜日（登校日を除く）・日曜日・祝日・創立記念日の前日から登校日前日まで、および各季節休暇期間以外は、認めない。ただし、やむを得ない事情（緊急時や冠婚葬祭など）がある場合（以下特別外泊という）は、その理由を寮担当教員に申し出て、許可を得ること。
- (4) 外泊する場合は、外泊届に必要事項を記入し、外泊する週の木曜日（緊急時の場合は適宜）12 時までに提出し、許可を得る。期限を超過した場合、原則外泊できない。
- (5) 外泊先は保護者から許可を得て届出書に記載した場所とする。東京近郊での外泊は、親族が居住している場所や、クラブ活動の合宿等を除き認めない。
- (6) 外泊届を提出後、外泊を許可できない場合（緊急事態宣言発令等）、学校から連絡がある。
- (7) 外出または外泊して定められた日時までに帰寮できないなど外泊届に記載した内容に変更が生じた場合は、学校にその旨を連絡して指示を受けること。
- (8) 外泊届、連絡方法については別途定める。
- (9) 無断外出・外泊は、直ちに退寮を命ずる場合がある。

(火災予防)

第 14 条 火災予防については「災害対策マニュアル」に基づき次の事項に留意し、万全を期するように努めなければならない。

- (1) 各自で消火器の購入、使用期間等の点検を行う。
- (2) 各室の照明は登校時、外出時、未使用時また就寝の際には必ず消灯する。電気器具は使用時以外、コンセントからコードを外す。
- (3) 不時の火災発生に備え、毎年行われる防災訓練に参加しなければならない。

(災害発生時)

第 15 条 災害発生時には「災害対策マニュアル」に基づき次の事項の行動を行う。

- (1) 火災時は、初期消火に努める。
- (2) 第4旗の台寮、第5旗の台寮の寮生は、寮防災管理者の大学守衛室（03-3784-8066）に連絡し指示を受ける。
- (3) 職員寮の寮生は、寮管理人へ連絡し指示を受ける。
- (4) 初期消火したが、消火が無理と判断した場合は、消防署に通報し迅速に避難する。
- (5) 火災発生の当事者は、火災状況を寮担当教員に報告する。
- (6) 災害時避難場所等に避難した場合は寮長が各学年の寮生全員の安否を確認し、災害状況・避難状況を職員寮の人は寮管理人、第 4 旗の台寮、第5旗の台寮は大学守衛室に報告する。また平日であれば寮担当教員へも連絡する。
- (7) 外泊中に、滞在先で震度 5 弱以上の地震があった場合には必ず学校へ安否の報告を行う。平日の場合は、学校へ電話連絡をする。休日・夜間はメールで学年担当教員へ報告する。

(健康管理)

第 16 条 自身の健康を常に把握し、健康がすぐれない時やけがなどの際には、直ちに学校へ電話連絡をする。夜間、休日の場合は大学守衛(03-3784-8066)に連絡する。

2 学校保健安全法で指定されている感染症(学校感染症:学生便覧参照)と診断された場合は、学校保健安全法施行規則に基づいて、健康回復が得られるまで帰省させることがある。この措置は、学生に十分休養を与え早期に治癒させるためと、他の学生への感染を防ぐためのものである。

3 大学から指示された感染症防止対策等については、必ず昭和大学ホームページを確認しなければならない。

(禁止事項)

第 17 条 寮での生活を行うにあたって、本人並びに周囲の生活上の安全を脅かす危険な行為をおこなってはならない。

(1) 暴行・傷害

(2) 禁止薬物の保持・使用及び栽培

(3) 盗撮

(4) 窃盗

(5) 異性の寮への侵入

(6) 自室以外の寮室への侵入

(7) 無断外泊、門限違反

(8) セクシャルハラスメント、アルコールハラスメントをはじめとする各種ハラスメント

(9) 人格人権を侵害する行為

(退寮措置)

第 18 条 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、管理運営責任者は、直ちに退寮を命ずるものとする。

(1) 本校学生の身分を失ったとき。

(2) 第 7 条に規定する在寮期間を経過したとき。

(3) 第 12 条に規定する禁止事項に違反した場合。

(4) 停学または、休学、留年等が決定した場合。

(5) 学生寮の風紀または秩序を乱す行為があったとき。

(6) その他この規則に違反し、学生寮の管理運営に著しく支障をきたす行為があったとき。

附則

1. この規則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

2. この規則の施行日をもって、「寮生活について」は廃止する。

3. この改正規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

4. この規則の改廃は、昭和大学医学部附属看護専門学校運営委員会の承認を要するものとする。